

重要事項説明

1.事業主の概要

事業主体名	医療法人 太田整形外科
法人の種類	医療法人
事業主	医療法人 太田整形外科 理事長 太田 一州
事業主所在地	〒811-2113 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 777 番地 5 号
電話番号	092-932-8877
FAX番号	092-932-8892

2.事業所の概要

事業所名	医療法人 太田整形外科
施設責任者	代表者 : 理事長 太田 一州 施設長 : 管理者 太田 一州
開設年月日	平成 29 年 9 月 1 日
介護保険事業者指定番号	4010419887
事業所所在地	〒811-2113 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 777 番地 5 号
電話番号	092-932-8860
FAX番号	092-932-8892

3.営業時間

営業日 : 月曜日～金曜日
休日 : 土曜日・日曜日及び祝日
夏季（8月13日～8月15日）
年末年始（12月30日～1月4日）
※医療法人 太田整形外科休日に準ずる

営業時間 : 月曜日～金曜日 9:00～18:00

サービス提供時間 : 月曜日～金曜日 10:30～11:45
月曜日～金曜日 15:30～16:45

4.営業地域

須恵町・志免町・宇美町・粕屋町

5.従業者数と職種及び職務内容

1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2) 理学療法士 1名以上（常勤・非常勤・兼務）

個別、集団体操のリハビリテーション及び指導などを行う。

3) 看護職員 1名以上（常勤・非常勤・兼務）

看護職員は利用者の心身の健康管理を行う。

4) 介護職員 1名以上（常勤・非常勤・兼務）

介護職員は介護業務・送迎業務等を行う。

6.利用定員

事業所の利用定員は、一日2単位で各々10名とします。

7.通所リハビリテーションサービスの内容

1) 送迎サービス：ご自宅と事業所間の送迎を行います。

2) 機能訓練：ご本人の身体機能に応じ、リハビリテーションを個別に行います。

3) 生活相談：介護保険における相談や心身の状態、日常生活の相談をお受けいたします。

2) 排泄：排泄の介助を行います。

8.料金

1) 通所リハビリテーション（要介護認定の方：1日当たり）

費用負担については介護保険負担割合証に準じた額となります。

○基本料金 1時間以上2時間未満

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	369円	738円	1,107円
要介護2	398円	796円	1,194円
要介護3	429円	858円	1,287円
要介護4	458円	916円	1,374円
要介護5	491円	982円	1,473円

○加算料金 1日あたり

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
通所リハビリ送迎減算	-47円	-94円	-141円

2) 介護予防通所リハビリテーション（要支援認定の方：1月当たり）

費用負担については介護保険負担割合証に準じた額となります。

○基本料金 1時間以上2時間未満

	1割負担	2割負担	3割負担
要 支 援 1	2,268円	4,536円	6,804円
要 支 援 2	4,228円	8,456円	12,684円

○予防通所リハビリ 12月超減算（1月当たり）

	1割負担	2割負担	3割負担
要 支 援 1	-120円	-240円	-360円
要 支 援 2	-240円	-480円	-720円

起算日：令和3年4月以前よりご利用の方は令和3年4月

令和3年5月以降よりご利用の方はご利用開始月

3) 通所介護リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通

項目	料金
ノート代	70円/冊
パット代	50円/枚
オムツ代	100円/枚
レクレーション・クラフト代	実費/月 (100円～200円程度)

9.当施設について

1) 医療との連携

医療機関併設ですので、緊急時の対応から慢性疾患・リハビリテーションのご相談まで対応させていただきます。

2) 豊富な物理療法

SSP・PNF・メドマー・マイクロ・など物理療法の機材を豊富に取り揃えており、個々の疼痛の緩和などに対応が可能です。

3) 小規模事業所

定員が10名と規模が小さいので、利用者様同士や利用者様と職員の距離が近く、個々の心身の状態に合わせた個別的なケアが可能です。

10.利用料等の支払い方法

○利用料請求 … サービス提供翌月の10日までに請求書を作成。

その後、お渡し、若しくはご郵送させていただきます。

(※請求書送付先は、利用時にご確認させていただきます。)

○利用料支払い…(現金支払) サービス提供翌月の末日までに窓口にてお支払い。

○領収書の発行… 現金でのお支払いの方はお支払い時にお渡しいたします。

【未払いの場合】

利用料金の未納の方へサービス提供の翌々月 15 日までに督促状を送付します。月末までにお支払い状況の確認をし、更に未納の場合はその翌月の 15 日までに、最終通告書を送付します。最終通告後、月末までにお支払い確認ができない場合には、利用中止となります。

11.損害賠償

- 1) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、利用者に対して損害を賠償します。
- 2) 事業者は、万が一の事故発生に備え、以下の通り損害賠償責任保険に加入をしています。

損害賠償責任保険 … 損保ジャパン
1 事故につき 最高 1 億円

12.苦情処理

当事業所における苦情の受付やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 大石 稔（代理責任者）

○電話番号 092-932-8860

○受付時間 月曜日～金曜日 … 9：00～18：00

○行政機関・その他の苦情受付機関

須恵町 健康福祉課高齢者福祉	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 TEL:092-932-1151
志免町 福祉課高齢者サービス係	福岡県糟屋郡志免町志免中央 1-1-1 TEL:092-935-1039
宇美町 福祉課高齢者支援係	福岡県糟屋郡宇美町宇美 5-1-1 TEL:092-935-1039
粕屋町 住民福祉部介護福祉課	福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁 1-1-1 TEL:092-938-0229
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部	福岡県糟屋郡久山町大字久原 3168-1 TEL:092-652-3111
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 TEL:092-942-7859

13.緊急時の連携医療機関

下記の医療機関との連携を図っております。

○社会医療法人 青洲会	福岡青洲会病院	TEL 092-939-0010
○社会医療法人 栄光会	栄光会病院	TEL 092-935-0147
○福岡市立病院機構	福岡市民病院	TEL 092-632-1111

14.緊急時の対応について

サービス提供時に急変等があった場合には、担当医の指示に従って迅速に対応しご家族様・居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

15.事業所の法令順守上の取り組み

1) 虐待の防止

事業者は、サービス提供中に当事業所職員、サービス提供事業所職員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。また虐待発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施および担当者を定めます。

2) 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みを徹底する為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施および訓練の実施等を行います。

3) 業務継続計画（B C P）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。当事業所職員に対しても、この業務計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施し、定期的に計画の見直しを行ったうえで、必要に応じて計画の変更を行うようにします。

4) 消防および避難訓練の実施

地域住民および消防署とも連携を行い、避難訓練の実施を定期的に行います。

この際、参加者は利用者・職員はもとより、可能な限り消防署職員および地域の住民の方にも参加を促し、協力して頂けるようにします。

5) ハラスメント対策

利用者や職員に対する暴言・暴力・ハラスメント防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を講じます。

15. その他の留意事項

- 1) ご利用当日、体調不良等でお休みをされる場合には、朝の 9:30 までにご連絡をお願いいたします。
- 2) 事業者は、利用者の転倒について最大限の注意をいたしますが、転倒しない事をお約束できません。
- 3) 施設内ではライターなどの火気類は使用しないでください。
- 4) 高価な貴金属類または、現金の持ち込みはご遠慮いただいております。紛失等につきましては、当施設では責任を負いかねますので、ご理解・ご了承のほどお願いいたします。
- 5) 施設内での喫煙や飲酒は、原則禁止しております。